

リコール署名簿流出について

リコール署名簿流出調査委員会

[経緯]

平成 22 年 8 月に始まった名古屋市議会解散を求めるリコール署名活動は 46 万 5000 人を集めて必要数を満たし、翌年の住民投票につながった。その結果名古屋市議会は解散となり、平成 23 年 3 月執行の名古屋市議会議員選挙（以下市議選）に地域政党減税日本から 41 人の候補者が立候補したが、その約 6 割はリコール署名運動経験者であった。

平成 23 年 9 月、何者かが米国のインターネット上のダウンロードサイトに北区の署名簿約 4 万人分のデータ（PDF ファイル）をアップロードし、リンクが減税日本市議のブログ等に貼り付けられた。同時にマスコミ各社に犯行声明とも受け取れる文書が FAX で送付された。その中には、「署名簿の流出、流用の事実を証明するためアップロードした」と記述されていた。それを受け、請求代表者および減税日本代表河村たかし氏は内部調査の開始を公表。また同年 9 月の名古屋市議会において東郷てつや市議が「23 年 4 月の愛知県議選時に署名簿を金で買わないかと候補者に打診があった」旨発言。

[判明した事実]

- ・リコール署名活動において事務作業をとりまとめていた A 氏が市議選候補者に署名簿を渡していた。渡した時期は候補者によってまちまちで平成 22 年 11 月～23 年 2 月。
- ・A 氏が署名簿を渡した候補者は減税日本公認 10 名（内当選 8 名）、非公認 3 名（内当選 0 名）であった。
- ・A 氏が署名簿を渡した理由は減税日本の公認の有無にかかわらずリコール運動に係わった候補者には署名簿を使わせてあげたいというものだった。
- ・減税日本公認候補のうち 1 名が署名簿を元に後援会入会案内を送るなど選挙に使用していた。
- ・北区の署名簿データのある党の国会議員事務所や県議会議員事務所（北区選挙区）に買わないかと持ち込んだ人（B 氏）がいた。

[法的観点]

・愛知県警に相談したところ、リコール署名簿は個人情報保護法の対象外となるため、選挙に使用すること、第三者がデータを盗んだこと、署名簿データをネットに公開したこと、いずれも刑法上の犯罪行為にはあたらないことが判明。

[道義的問題]

法的問題が無いとしても以下の道義的問題は生じると考える。

- ・リコール署名中に、署名活動のトップであった鈴木望氏がインタビューで「署名は選挙には使わない」と個人的な認識で原則論を話したが、実際には署名簿が候補者に出回り、選挙に使用した候補もいたこと。
- ・B 氏が何らかの手段で入手した北区署名簿をある党の国会議員事務所や県議会議員事務所（北区選挙区）に買わないかと持ち込んだこと。
- ・何者かが北区署名簿をネットにアップロードし公開したこと。

以上